

# 金利上乘せ定期預金「幸100」

平成30年4月1日現在

商品名 (愛称)	金利上乘せ定期預金(幸100)
販売対象	<ul style="list-style-type: none"><li>・個人のみ</li><li>・当金庫で公的年金をお受取りの方、新たに当金庫で公的年金のお受取りを指定された方</li></ul>
期 間	<ul style="list-style-type: none"><li>・1年(元金自動継続扱い)</li></ul>
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"><li>・一括預入</li><li>・100円以上100万円まで</li><li>・1円単位</li></ul>
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・固定金利</li><li>・新規預け入れ時のスーパー定期[単利型]の1年もの店頭表示金利に0.5%上乗せした金利を約定利率とし、証書に表示する約定利率を満期日まで適用します。</li><li>・満期日以後に一括して支払います</li><li>・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算</li></ul>
税 金	<ul style="list-style-type: none"><li>・お利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります(ただし、マル優を利用の場合は除きます)</li><li>※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。</li></ul>
手 数 料	—
付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・マル優の取扱いができます</li></ul>
中途解約時の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"><li>・中途解約利率は別表「定期預金の中途解約利率一覧」の1.自由金利型定期預金[M型](スーパー定期)に準じ、預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともに支払います</li></ul>
金利情報の入手 方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・窓口へご照会ください</li></ul>
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"><li>・苦情処理措置:本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務ソリューション部(9時~17時、電話:0120-047-361)にお申し出ください。</li><li>・紛争解決措置:東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、札幌弁護士会(電話:011-251-7730)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務ソリューション部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9時~17時、電話:011-221-3273)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務ソリューション部もしくは全国しんきん相談所、北海道地区しんきん相談所にお問い合わせください。</li></ul>
その他参考となる 事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・上乗せ金利は、お預け入れ日(新規お預け入れのほか、本取扱期間前にお預け入れいただいた自動継続扱いの「幸100」満期到来分を含みます)において、公的年金のお受取を当金庫でご利用されている場合に適用されます。</li><li>・自動継続時の利率は、当金庫の定める利率を適用させていただきます。</li><li>・新規預入れ時の上乗せ金利は変更となる場合がございます。</li><li>・預金保険制度の対象となります</li><li>・預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます)</li></ul>

預-21